農地所有適格法人報告書

記載例

自 令和○○年○○月○○日

至 令和○○年○○月○○日

令和○○年○○月○○日

 $079-\triangle\triangle\triangle-\triangle\triangle\triangle$

姫路市農業委員会会長 様

法人名 株式会社□□□□□□□ 代表者の氏名 代表取締役 ○○ ○○ 主たる事務所の所在 姫路市○○町○○番地

メールアト゛レス aaaaaaa@bbbbb.cc.jp

農地法第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

電話番号

1 法人の概要

	所有農地の有無	有 · 無
ク∇ Å4 元 f末 (1)	田	4
経営面積(ha)	畑	5
	採草放牧地	0
法人形態	株式会社	

要件確認ポイント①

法人の形態要件を確認し、添付書類の定款の写しで 法人の目的等を確認します。

2 農地法第2条第3項第1号関連

(1) 事業の種類

57 /\	農	左記農業に該当しない		
区分	生産する農畜産物	関連事業等の内容	事業の内容	
実績	米、トマト、小麦	農作業受託	駐車場経営	
翌事業年度の計画	米、トマト、いちご	農作業受託	駐車場経営	

生産する農畜産物のうち、粗収益の 50%を超える ものを記入。いずれの農畜産物の粗収益も 50%を 超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つ の農畜産物の名称を記入。

農作業、流通、販売、労務管理、市 場開拓等(農業関連全般を含む) に従事する日数

該当あれば(2)売 上高にも記入必要

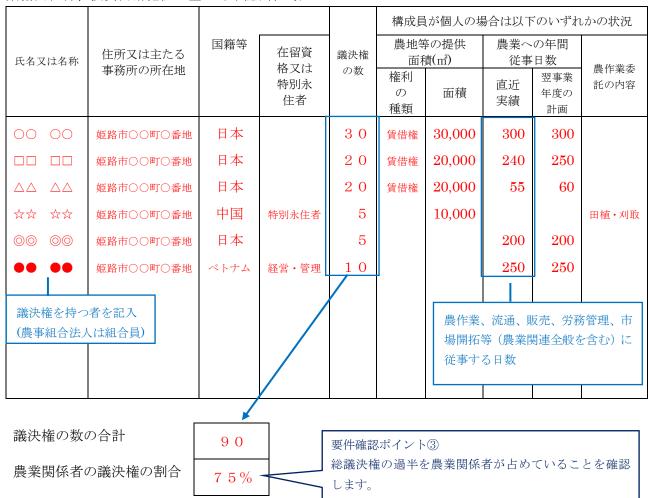
(2) 売上高

年 度	農業	左記農業に該当しない事業
2年前(実績)	600 万円	200 万円
1年前(実績)	650 万円	200 万円
報告年度(実績)	800 万円	250 万円
翌事業年度の計画	800 万円	250 万円

要件確認ポイント②

農業に該当しない事業がある場合は、農業の売上が総売上の 過半を占めているか確認します。

- 3 農地法第2条第3項第2号関係 構成員全ての状況
 - (1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等)



その法人の行う農業に必要な年間総労働日数:1,045日

(2) 農業関係者以外の者((1)以外の者)

氏名又は名称	住所又は主たる 事務所の所在地		国	籍等	在留資格又は 特別永住者		議決権の数
株式会社●●●●	姫路市○○町○○番地		E	本			3 0
			にあた	あっては、そって準拠した			
議決権の数の合計 農業関係者以外の者	・ の議決権の割合	3 (要件確認 農業関係者 未満である	が以外の者	の議決権	権の割合が 2 分の 1

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成 14 年法律第 52 号)第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

4 農地法第2条第3項第3号及び第4号関係

(1) 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏 名	住 所	国籍等	在留資 格又は 特別永 住者	役職	,, ., .	への 事日数 翌事業 年度の 計画	必要な 年間従 直近 実績		
00 00	姫路市○○町○番地	日本		代表取締役	300	300	200	200	
$\triangle \triangle \triangle \triangle$	姫路市○○町○番地	日本		取締役	240	250	200	200	
	姫路市○○町○番地	ベトナム	経営・管理	取締役	250	250	100	100	
00 00	姫路市○○町○番地	日本		取締役	200	200	200	200	
6役の氏名 基事組合法人は理	里事) 要件確認ポイ	ント⑤					売、労務管 含む)に従		
役員等の過半が法人の常時従事(原則150日以上)、かつ、役員等又は重要な使用人のうち1人以上が農作業に60日以上従事していることを確認します。									

(2) 重要な使用人の農業への従事状況

氏 名	住 所	囯籤笠			枚マは 怨 職					必要な農作業 への 年間従事日数		
		山稍守	特別永 住者		直近 実績	翌事業 年度の 計画	直近実績	翌事業 年度の 計画				

2の翌事業年度の計画、3の住所又は主たる事業所の所在地、国籍等及び翌事業年度の計画並びに4の国籍等及び翌事業年度の計画の各欄については、農地を所有する農地所有適格法人のみ記載してください(ただし、3の住所又は主たる事業所の所在地及び国籍等の各欄については、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者に限る。)。

国籍等は、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 30 条の 45 に規定する国籍等(日本国籍の場合は、「日本」)を記載するとともに、中長期在留者にあっては在留資格、特別永住者にあってはその旨を併せて記載してください。法人にあっては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国(内国法人の場合は、「日本」)を記載してください。

なお、4の(2)については、4の(1)の理事等のうち、法人の農業に従事する者(原則年間 150 日以上)であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数(原則年間 60 日)以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。

(記載要領)

- 1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含みます。
 - (1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業
 - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする 熱の供給
 - ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - エ 農業生産に必要な資材の製造
 - オ農作業の受託
 - カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を 宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
 - キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給
 - (2) 農業と併せて行う林業
 - (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
- 2 「2(1)事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の5 0%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も5 0%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。
- 3 「2(2)売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は畜産の事業及び関連事業等の売上高の合計 を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してくださ い。
- 4 「3(1)農業関係者」には、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する 承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの 議決権の数を記載してください。

ここで、複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の 状況を記載してください。

5 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「3(1)農業関係者」の「農地等の提供面積(㎡)」の「面積」欄には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。

添付書類チェックリスト

報告書には次の添付書類が必要	とです。 農業委員会に提出す	る前に添付書類が	そろっている
かチェックしてください。			

定款の写し
組合員名簿又は株主名簿
承認会社であることを証する書面及びその構成員の株主名簿の写し
※承認会社の場合のみ
その他参考となるべき事項